

諮問番号：令和7年度 諮問第3号

答申番号：令和7年度 答申第5号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、次の(1)及び(2)の理由から、処分庁（札幌市〇区保健福祉部長）が請求人に対して令和6年8月19日付けで生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第77条の2第1項の規定に基づき行った費用徴収決定処分（以下「本件処分」という。）について、取消しを求めている。

(1) 本件処分において決定された徴収金のうち医療費〇円及び治療材料費〇円については、処分庁の職員が散々無料と言っていたにもかかわらず、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）による改正前の雇用保険法（昭和49年法律第116号）第56条の3第1項第1号に該当する受給資格者に対して支給される就業促進手当（以下「再就職手当」という。）が入ったから払えというのはおかしい。

(2) 令和6年7月22日過ぎに入った再就職手当（以下「本件再就職手当」という。）は、同年8月からの生活の足しにしていくものである。

2 処分庁の主張の要旨

本件処分は、法令等に基づき適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。

第3 事案の概要

1 令和6年5月30日、請求人は、処分庁に対し、法による保護（以下「保護」という。）の申請を行い、処分庁は、当該申請を受け、同年6月1日から請求人の世帯（以下「本件世帯」という。）が保護を要する状態にあると認め、同日付けで保

護を開始した。

保護の開始に伴い、同月13日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明した。なお、「生活保護のしおり」には、生活に充てることのできる資産があるにもかかわらず、やむを得ない事情により保護を受けたときは、受けた保護金品の範囲内の額を返還しなければならない旨が記載されていた。

2 令和6年6月28日、請求人は、処分庁に対し、同月19日付けで稼働を開始したとして、稼働状況届を提出した。

3 令和6年7月9日、処分庁は、請求人から申請があった、〇円相当の治療材料（眼鏡）の現物給付（法第6条第5項に規定する現物給付をいう。以下同じ。）を求める医療扶助（法第11条第1項第4号に掲げる医療扶助をいう。以下同じ。）について必要と認め、現物給付をすることを決定し、同月17日、請求人は、当該眼鏡を受領した。

4 令和6年7月29日、請求人は、処分庁に対し、本件再就職手当に係る就業促進手当支給決定通知書を提出した。

本件再就職手当の〇円は、同月中に請求人の口座に入金された。

5 令和6年8月9日、処分庁は、本件世帯について、本件再就職手当及び今後見込まれる収入により、同月以降6か月を超えて保護を要しない状態にあると認め、同月1日付けで保護を廃止した。

6 令和6年8月19日、処分庁は、同年7月に本件世帯に現物給付をした医療扶助が〇円であることを確認した上で、本件再就職手当により過支給となった同月分の保護金品に相当する〇円について、法第63条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件費用返還決定処分」という。）を行うとともに、本件処分を行った。

なお、本件処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であった。

7 令和6年9月2日、請求人は、札幌市長に対し、本件処分の取消しを求め、本件請求を行った。

第4 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書における判断の要旨

- (1) 処分庁が請求人に対して「生活保護のしおり」を交付し法の趣旨について説明していること、処分庁が請求人から本件再就職手当の受給に係る申告を受けたのは令和6年7月29日であること及び本件再就職手当は入金となった同月の収入として認定されるものであることに鑑みれば、本件再就職手当を認定し、改めて同月の保護の程度を決定した結果として、同月分の保護金品が過支給となったことに処分庁の責めに帰すべき事由があったとは認められない。
- (2) したがって、本件は、生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第22条の3に規定する「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」、すなわち、法第77条の2第1項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」には当たらないものと解される。
- (3) そして、本件処分において決定した徴収金の額は、本件費用返還決定処分において決定した返還金の額の全額であったところ、当該徴収金の額を当該返還金の額の一部に制限すべき理由も認められない。
- (4) 以上のことから、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 審理員審理の経過（日付は、令和7年）

3月7日	審査庁（札幌市長）が、請求人が行った審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
3月28日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
7月25日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8月1日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第5 諮問説明書の要旨

- 1 裁決についての審査庁の考え
本件請求を棄却する。
- 2 争点及びこれについての審査庁の考え
 - (1) 争点

ア 法第77条の2第1項に規定する「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」に該当する事実があるかどうか（実施機関の責めに

帰すべき事由があったかどうか) について

イ 本件再就職手当に係る収入認定の時期について

(2) 争点についての審査庁の考え

前記第4の1と同旨である。

第6 本審査会調査審議の経過（日付は、令和7年）

8月26日	審査庁が、本審査会に諮問
10月20日	第1回調査審議の実施（令和7年度第3回札幌市行政不服審査会）

第7 本審査会の判断の理由

1 本件処分に関する法令等の規定について

(1) 費用の返還（法第63条）について

法第63条は、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、速やかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない旨を定めている。

(2) 費用の徴収（法第77条の2等）について

ア 法第77条の2は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、法第63条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができ（法第77条の2第1項）、同項の規定による徴収金は、法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる旨を定めている（同条第2項）。

イ また、同条第1項の「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」については、生活保護法施行規則第22条の3において、「保護の実施機関の責めに帰すべき事由によって、保護金品を交付すべきでないにもかかわらず、保護金品の交付が行われたために、被保護者が資力を有することとなったとき」と規定され、具体的には、「被保護者から適時に収入申告書等が提出されていたにもかかわらずこれを保護費の算定に適時に反映できなかつ

た場合、保護の実施機関が実施要領等に定められた調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」が該当するとされている（「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）IV3）。

ウ なお、札幌市においては、法第77条の2の規定により実施する事務について、札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）第1号の規定により、保健福祉部長に委任している。

(3) 収入の認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）において、収入の認定は月額によることとされ（次官通知第8の2）、また、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、同3(3)オ、ケ又はコに該当する額を除き、その実際の受給額を収入として認定することとされている（同3(2)ア(ア)）。

また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1(5)において、同1(1)から(4)までに該当する収入以外の収入については、その全額を当該月の収入として認定することとされており、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとされている。

2 本件処分について

(1) 争点ア（処分庁の帰責性）について

本件処分は、法第77条の2第1項の規定に基づくものであるところ、同項の規定は、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」に該当すること、かつ「徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるとき」、すなわち、前記1(2)イの規定及び課長通知に該当しないことが適用の要件となる。

ア 「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき」への該当性について

本件再就職手当は、雇用保険法第56条の3第1項第1号（本件再就職手当の決定時点においては、雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の雇

用保険法第56条の3第1項第1号イ又はロのいずれか)に該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従って必要があると認めるときに支給されるものである。

この点、請求人に通知された就業促進手当支給決定通知書において、札幌○公共職業安定所長が請求人への再就職手当の支給を令和6年7月18日に決定していることから、請求人は同日に本件再就職手当に係る資力を有したものと考えられる。そして、請求人は同日以降も保護の受給を継続していたことから、「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者」に該当しているといえる。

イ 前記1(2)イの規定及び課長通知への該当性について

請求人は、処分庁から医療費及び治療材料費は無料と言われていたと主張しているのに対し、処分庁は、そのような事実はなく、また保護開始時に「生活保護のしおり」にて費用返還義務に係る説明を行っているとは主張している(前記第3の1及び弁明書4(3))。

この点につき、仮に請求人の主張が事実であったとしても、処分庁の職員が説明に使用した「生活保護のしおり」における「保護費を返さなければならないとき」には、「生活にあてることのできる資産があるにもかかわらず、やむを得ない事情により保護を受けたときは、うけた保護金品の範囲内の額を返還しなければなりません。」と記載されており、請求人において医療費や治療材料費の返還を求められる場合があることは理解できたはずであるから、請求人の主張する事実は前記1(2)イの規定及び課長通知に該当する事実に当たらない。

また、本件においては、令和6年7月29日に請求人から本件再就職手当に係る収入申告がなされた後、翌8月9日に同月1日付けで保護が廃止されていることから(前記第3の4及び5)、本件再就職手当について、課長通知に記載された「保護費の算定に適時に反映できなかった場合」や「調査を適切に行わなかったことにより保護の程度の決定を誤った場合等」には該当し得ない。

以上から、本件処分においては、前記1(2)イの規定及び課長通知に該当する事実はないといえる。

(2) 争点イ(収入認定の時期)について

請求人は、本件再就職手当は令和6年8月以降の生活に充てるものであるとし

て、本件再就職手当が同年7月分の収入として認定されたことに不服を申し立てている。

この点、再就職手当は、雇用保険法第56条の3第1項第1号の規定に基づく公の給付というべきものであるところ、その額に次官通知第8の3(3)オ、ケ又はコに該当する額は認められないことから、その全額を収入として認定することとなる。

また、再就職手当は、局長通知第8の1(1)から(4)までの収入には当たらず、分割して認定すべき理由も見当たらないことから、同(5)に基づき、入金された令和6年7月分の収入として認定することとなる。

このため、処分庁が本件再就職手当の全額を令和6年7月分の収入として認定したことに、違法又は不当性はない。

3 結論

以上のとおり、本件処分は法令に基づき適正に行われたものであり、請求人の主張はいずれも理由がない。その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められない。また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

令和7年(2025年)10月30日

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	中島正博
委員	館田晶子
委員	津田智成